

[事案 20-54] 配当金請求

- ・平成 21 年 1 月 8 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 7 月 28 日 裁定終了

< 事案の概要 >

契約時に提示された設計書記載の生存保険金(配当金)を支払って欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 59 年 10 月に定期付終身保険に加入した際、営業担当者より提示された保険設計書には、「保険料払込満了時に老後設計資金(生存保険金)約 475 万円」と記載されていた。また営業担当者からも同様の説明を受けた。しかし、平成 19 年 9 月に 65 歳時で保険料払込が満了した時、保険会社より実際に支払われる生存保険金は約 87 万円で、契約当初に提示のあった金額と余りにもかけ離れていることが分かった。経済情勢は理解できるが、どうしてもっと前に大幅に減ることを連絡してくれないのか、納得出来ない。加入時に約束した金額(475 万円)に対し、最低でも 80%、380 万円は支払って欲しい。

< 保険会社の主張 >

下記により、申立人の請求に応じることは出来ない。

- (1) 契約締結当時の営業担当者(退職済)は、本件契約の勧誘時に設計書記載の累計生存保険金につき、これらの金額が必ず受け取れるとか、絶対に出る等と説明したことはない。そして同設計書には、「配当数値について、記載の配当数値(老後設計資金等)は当商品の営業案内の説明のとおり、今後変動することがあり、将来の支払額を約束するものではありませんのでご注意ください」と記載があり、保険会社としても設計書の諸数値を支払うことを約束していない。
- (2) 本件契約において社員配当金は、契約成立後 3 年目から支払われる可能性のあるもので、生存保険の買増しに充てられることが約款上規定されている。本件契約において割り当てられた社員配当金は、昭和 61 年から平成 7 年までは、各年、社員配当金の割当ておよび支払いがあり、それぞれ生存保険の買増しに充てられ、その買い増しに充てられ、買い増しされた累計生存保険金額は保険料払込期間満了時に約 87 万円となった。その後、日本経済の全般的な状況(バブル経済崩壊後の運用状況の低迷、特にゼロ金利政策の長期継続等)によって、本件契約(終身保険の予定利率は 5%と非常に高い水準にあることも影響している)に対して割り当てられた社員配当金は、平成 8 年以降 20 年 10 月 1 日までは全くなかった。この間、社員配当金による保険料の支払いがない以上、買い増される累積生存保険金も増加しなかった。
- (3) 申立人は、最低でも「80%、380 万円」の支払いを求めているが、数字的割合を問わず、額の如何にかかわらず生存保険金を支払うことは、契約者に対する不公平な取扱いとなって不当である。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、保険会社および申立人から提出された書面にもとづいて審理した結果、下記により設計書記載の生存保険金額を支払うことが、申立契約の内容になっていると認めることは出来ないことから、生命保険相談所規程第 44 条により、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立契約の定款・約款によれば、申立契約の生存保険金は、毎年の社員配当金をもとに買増した累計生存保険金を、保険料払込満了時に支払うものとされ、その後も、同

様に社員配当金で買増した累計生存保険金を、5年毎に祝金として支払うものとされているが、確定金額を支払うものとはされていない。従って、保険設計書に記載された累計生存保険金額は、あくまでも保険設計書作成当時の実績に基づき算定された数値であって、保険設計書に記載された確定金額を支払うことを内容とするものではない。

- (2) 保険設計書には、同書に記載された老後設計資金を支払うことを約する文言はなく、かえって、「配当数値について」と題し、「記載の配当数値（老後設計資金、長寿祝金）は当商品の営業案内の説明のとおり、今後変動することがあり、将来のお支払をお約束するものではありませんのでご注意ください」との注意文言が記載されている。
- (3) 営業担当者が、保険設計書の記載と異なり、保険設計書に記載された金額の支払いが確定していると申立人に思い込ませるような言動をしたと認める証拠は窺われない。